

化学療法に関する当院の診療体制について

当院は外来腫瘍化学療法診療料1および
注8に規定する連携充実加算を届出しております。

- ・専任医師、専任看護師または専任薬剤師を1名以上配置しています。
- ・電話等による緊急の相談等に24時間対応できる連絡体制を整えています。
- ・急変時等の緊急時に入院できる体制を確保しています。
- ・実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会を年1回以上開催しています。